

令和6年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度胎内市の農業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
マンホールポンプ遠方監視システム使用料	令和7年度	2,040

令和6年12月3日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦